

公職選挙法の一部を改正する法律 新旧対照条文

○ 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>(選挙権)</p> <p>第九条 ①～5 (略)</p> <p>6 日本国民たる年齢満十八年の者で現に住所を有する市町村を包 括する都道府県の区域内の他の市町村の区域内に引き続き三箇月 以上住所を有し、かつ、当該他の市町村の区域内から引き続き現 に住所を有する市町村の区域内に住所を移したもののうち、当該 市町村の区域内に引き続き住所を有する期間が三箇月に満たない もの（第四項の規定により当該都道府県の議会の議員及び長の選 挙権を引き続き有する者を除く。）は、当該都道府県の議会の議員 及び長の選挙権を有するものとみなす。</p> <p>7 第三項の規定は前項の市町村について、第五項の規定は前項の 三箇月の期間について準用する。</p>	<p>(選挙権)</p> <p>第九条 ①～5 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>(被登録資格等)</p> <p>第二十一条 選挙人名簿の登録は、当該市町村の区域内に住所を有する年齢満二十年以上の日本国民（第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第二十八条の規定により選挙権を有しない者を除く。次項におい</p>	<p>(被登録資格等)</p> <p>第二十一条 選挙人名簿の登録は、当該市町村の区域内に住所を有する年齢満二十年以上の日本国民（第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第二十八条の規定により選挙権を有しない者を除く。）で、その者</p>

て同じ。)で、その者に係る登録市町村等(当該市町村及び消滅市町村(その区域の全部又は一部が廃置分合により当該市町村の区域の全部又は一部となつた市町村であつて、当該廃置分合により消滅した市町村をいう。第三項において同じ。))をいう。以下この項及び次項において同じ。)の住民票が作成された日(他の市町村から登録市町村等の区域内に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第二十二条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日。次項において同じ。)から引き続き三箇月以上登録市町村等の住民基本台帳に記録されている者について行う。

2| 選挙人名簿の登録は、前項の規定によるほか、当該市町村の区域内から住所を移した年齢満十八年以上の日本国民のうち、その者に係る登録市町村等の住民票が作成された日から引き続き三箇月以上登録市町村等の住民基本台帳に記録されていた者であつて、登録市町村等の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過しないものについて行う。

3| 第一項の消滅市町村には、その区域の全部又は一部が廃置分合により当該消滅市町村の区域の全部又は一部となつた市町村であつて、当該廃置分合により消滅した市町村(この項の規定により当該消滅した市町村に含むものとされた市町村を含む。)を含むものとする。

4| 第一項及び第二項の住民基本台帳に記録されている期間は、市町村の廃置分合又は境界変更のため中断されることがない。

に係る登録市町村等(当該市町村及び消滅市町村(その区域の全部又は一部が廃置分合により当該市町村の区域の全部又は一部となつた市町村であつて、当該廃置分合により消滅した市町村をいう。次項において同じ。))をいう。以下この項において同じ。)の住民票が作成された日(他の市町村から登録市町村等の区域内に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第二十二条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日)から引き続き三箇月以上登録市町村等の住民基本台帳に記録されている者について行う。

(新設)

2| 前項の消滅市町村には、その区域の全部又は一部が廃置分合により当該消滅市町村の区域の全部又は一部となつた市町村であつて、当該廃置分合により消滅した市町村(この項の規定により当該消滅した市町村に含むものとされた市町村を含む。)を含むものとする。

3| 第一項の住民基本台帳に記録されている期間は、市町村の廃置分合又は境界変更のため中断されることがない。

5| (略)

(表示及び訂正等)

第二十七条 (略)

2| 市町村の選挙管理委員会は、第二十一条第二項に規定する者を選挙人名簿に登録する場合には、同時に、選挙人名簿に同項の規定に該当する者である旨の表示をしなければならない。

3| (略)

(登録の抹消)

第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第三号の場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

一 (略)

二 前条第一項及び第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過するに至ったとき。

三 (略)

4| (略)

(表示及び訂正等)

第二十七条 (略)

(新設)

2| (略)

(登録の抹消)

第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第三号の場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

一 (略)

二 前条第一項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過するに至ったとき。

三 (略)

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>〔条例の制定又は改廃の請求とその処置〕</p> <p>第七十四条 ①～④ （略）</p> <p>⑤ 第一項の選挙権を有する者とは、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二條の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者（同法第二十七條第二項の規定により選挙人名簿に同項の表示がされている者（都道府県に係る請求にあつては、当該市町村の区域内から引き続き同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移し、かつ、当該他の市町村の区域内に住所を有しているものを除く。）を除く。）とし、その総数の五十分の一の数は、当該普通地方公共団体の選挙管理委員会において、その登録が行われた日後直ちに告示しなければならない。</p> <p>⑥～⑨ （略）</p>	<p>〔条例の制定又は改廃の請求とその処置〕</p> <p>第七十四条 ①～④ （略）</p> <p>⑤ 第一項の選挙権を有する者とは、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二條の規定による選挙人名簿の登録が行なわれた日において選挙人名簿に登録されている者とし、その総数の五十分の一の数は、当該普通地方公共団体の選挙管理委員会において、その登録が行なわれた日後直ちにこれを告示しなければならない。</p> <p>⑥～⑨ （略）</p>

○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（選挙人名簿との関係）</p> <p>第十五条 選挙人名簿の登録は、住民基本台帳に記録されている者 又は公職選挙法第二十一条第二項に規定する住民基本台帳に記録 されていた者で選挙権を有するものについて行うものとする。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（選挙人名簿との関係）</p> <p>第十五条 選挙人名簿の登録は、住民基本台帳に記録されている者 で選挙権を有するものについて行なうものとする。</p> <p>2・3 （略）</p>

○ 市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）（附則第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（合併協議会設置の請求）</p> <p>第四条 選挙権を有する者（市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者（<u>同法第二十七条第二項の規定により選挙人名簿に同項の表示がされている者を除く。</u>）をいう。）をいう。以下同じ。）は、政令で定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、市町村の長に対し、当該市町村が行うべき市町村の合併の相手方となる市町村（以下この条及び第五条の二第一項において「合併対象市町村」という。）の名称を示し、合併協議会を置くよう請求することができる。</p> <p>2 ～ 20 （略）</p>	<p>（合併協議会設置の請求）</p> <p>第四条 選挙権を有する者（市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者をいう。）をいう。以下同じ。）は、政令で定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、市町村の長に対し、当該市町村が行うべき市町村の合併の相手方となる市町村（以下この条及び第五条の二第一項において「合併対象市町村」という。）の名称を示し、合併協議会を置くよう請求することができる。</p> <p>2 ～ 20 （略）</p>